



今月のテーマ **相続が発生した後の諸手続き**

相続が発生した場合に、相続税の納税義務があるときは、相続が発生したことを知った日から10ヶ月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。しかし、実際には相続税申告だけではなく、その他にも様々な手続きをする必要があります。今回は相続が発生した後の諸手続きについて、期限に応じてご紹介いたします。

1. 死亡した日～7日以内に行う手続き

被相続人が死亡した日から7日以内に行う手続きは下図の通りです。

手続き内容	手続きする場所	手続きに必要な物
死亡診断書の取得	病院	特になし
死体埋葬火葬許可証の取得	死亡した地域もしくは本籍地の市区町村	死亡診断書
死亡届の提出	役場	

2. 10～14日以内に行う手続き

被相続人が死亡した日から10～14日以内に行う手続きは下図の通りです。

手続き内容	手続きする場所	手続きに必要な物
年金受給停止・受給権者死亡届の提出	被相続人の住民票のある管轄の年金事務所	年金証書、死亡診断書又は埋葬許可証、戸籍謄本もしくは除籍謄本、被相続人と年金請求者の住民票の写し
国民健康保険証の返却	被相続人の住所の市区町村役場	国民健康保険証、高齢受給者証、死亡届の写し、届出人の本人確認書類と認印
介護保険の資格喪失届		介護保険被保険者証
住民票の抹消届・除票の申請		被相続人の住民基本台帳カード、届出人の身分証明書
世帯主の変更届		届出人の印鑑と身分証明書

3. なるべく早くに行う手続き

具体的な期限は設けられていないものの、被相続人が死亡した日からなるべく早く行うべき手続きは下図の通りです。

手続き内容	手続きする場所	手続きに必要な物
健康保険証の返却	被相続人の勤務先の会社	所定の書類
遺言書の調査・検認	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所	申立書、被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍など
相続人の確定	被相続人に関わる市区町村役場	戸籍取得に必要な所定の書類
被相続人の財産調査	特になし	相続財産の確定に必要な書類
遺産分割協議の開始・作成	特になし	財産目録など
不動産の名義変更登記	法務局	遺産分割協議書など

※遺言書の検認は、法務局に預けた自筆証書遺言や公正証書遺言については不要となります。

4. 3ヶ月以内に行う手続き

被相続人が死亡した日から3ヶ月以内に行う手続きは下図の通りです。

手続き内容	手続きする場所	手続きに必要な物
相続放棄又は限定承認	被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所	相続放棄申述書、被相続人の住民票除票、申述人の戸籍謄本など
相続の承認又は放棄の期間伸長		申立書、被相続人の住民票除票など

※限定承認とは、取得したプラスの財産を限度として、債務などのマイナスの財産を相続することをいいます。

5. 4ヶ月以内に行う手続き

被相続人が死亡した日から4ヶ月以内に行う手続きとしては、被相続人の所得税の準確定申告があります。例えば被相続人が不動産の貸付を行っていたような場合では、1月1日から死亡日までの不動産収入・経費についての申告書を相続人が被相続人の死亡当時の納税地を所轄税務署に提出します。